

# 令和6年度 宮崎県私立高等学校等奨学給付金のご案内

## 家計急変世帯への支援〈県外の学校へ通われている方〉

### 1. 概要

家計急変により保護者等の収入が減少し、来年度非課税世帯に相当すると認められる世帯（家計急変世帯）を対象に支給します。

### 2. 家計急変事由

対象とする期間：令和6年1月～令和6年12月

上記期間中に次の事由により家計急変が生じた世帯が対象

- ア) 勤務する会社等を解雇され若しくは会社等の経営状況の悪化によって、当該年度の収入が激減した場合
- イ) 自らが経営する会社等が破産・倒産若しくは経営状況の悪化によって、当該年度の収入が激減した場合
- ウ) 火災、風水害等により被災し家計に重大な支障を生じた場合
- エ) 傷病、死亡等により収入が激減した場合 ※ 離婚は、対象外。



### 3. 家計急変発生月とは…

家計急変事由により、収入が激減した月とします。

### 4. 基準日とは…

基準日現在の状況により審査をします。家計急変の場合は、家計急変発生月が7月1日以前か7月2日以降により基準日が異なります。

7月1日以前の 家計急変	基準日① 7月1日	7月2日以降の 家計急変	基準日② 申請日の翌月の1日※
-----------------	--------------	-----------------	--------------------

※ 申請日から翌月1日までに在籍状況に変更があった場合は速やかに申告してください。

### 5. 支給対象となる世帯

基準日現在、次の全てに該当する世帯を対象とします。

#### 〈保護者等の要件〉

- ・ 保護者等が宮崎県内に住所を有する者
- ・ 令和6年度の住民税所得割が課税されているが、家計急変により令和6年1年間の収入見込額が翌年度非課税に相当する場合（右表を参考）
- ・ 生活保護法第36条の規定による生業扶助が受給されていないこと

#### 〈対象となる高校生等の要件〉

- ・ 就学支援金又は学び直し支援金の支給を受ける資格を有する者
- ・ 休学していない者

〈所得割合算額が非課税相当の世帯の例〉

世帯構成	年収見込
3人世帯	2,216,000円未満
4人世帯	2,716,000円未満
5人世帯	3,216,000円未満
6人世帯	3,704,000円未満
7人世帯	4,140,000円未満
8人世帯	4,576,000円未満

※上記の例はあくまで目安のため、該当しない場合は個別に確認のこと。

### 6. 支給額・提出期限

①令和6年7月1日までに家計急変した場合（基準日①）

支給額：年額支給（右表）

提出期限：令和6年9月30日（月）

②令和6年7月2日以降に家計急変した場合（基準日②）

支給額：申請月の翌月から令和7年3月までの月数に応じた額（月割での算定）

提出期限：令和7年1月31日（金）

【注意！】①、②の支給額は、審査の結果によって給付できない場合があります。

●裏面の『提出書類一覧表』をご覧ください。➡

給付の種類		年額
全日制・定時制	第一子	142,600円
	多子	152,000円
生活保護（生業扶助受給）		52,600円
通信制		52,100円

## 提出書類一覧表（県外）

様式名		申請書	家計急変が確認できる書類	直近の課税証明書（保護者全員分）※1	収入見込証明書（保護者全員分）	所得が確認できる書類（保護者全員分）	扶養誓約書 ※2	個人対象要件証明書（専攻科2年生のみ）	在学証明書 ※3	口座振込先申出書
課程	兄弟姉妹について	◎ … 提出必須		○ … 該当する場合のみ提出						
全日制・定時制	対象生徒に兄弟姉妹がない場合	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎
	対象生徒に兄弟姉妹がいる場合	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎
通信制	—	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎
専攻科	—	◎	◎	◎	◎	◎		○	◎	◎

※1 家計急変理由が死亡の場合は、死亡した方の課税証明書も提出してください。

※2 扶養誓約書（様式3）は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約するものです。扶養する15歳以上23歳未満の子全員分（中学生を除く）を記入し、提出してください。

※3 在学証明書（様式7）は、基準日現在に在学が確認できる証明書を提出してください。学校の既存様式も可能ですが、必ず「基準日現在」が明記された証明に限りです。

◇ 災害等（自然災害や火災等）により制服が喪失・毀損した場合は、81,000円を加算することができます。該当される場合は、ご相談ください。

### 7. 家計急変が確認できる書類

- ・勤務先の経営悪化・解雇等の場合 …… 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書など
- ・自ら経営する会社等の経営悪化・倒産等の場合 …… 破産宣告通知書、廃業等届出など
- ・災害被災者の場合 …… 罹災証明書など
- ・傷病等の場合 …… 診断書など
- ・死亡の場合 …… 死亡がわかる公的書類など

### 8. 保護者全員分の所得が確認できる書類

- ① 直近の所得課税証明書（控除額も確認できるもの）
- ② 収入見込証明書および所得が確認できる書類

※この他に知事が必要と認める書類の提出をお願いすることがあります。

### 9. 申請書類の提出先

提出期限までに申請書類を下記へ郵送にて提出してください。※持ち込み可  
〒880-08501  
宮崎市橘通東2丁目10番1号  
宮崎県総合政策部みやざき文化振興課 文教・奨学給付金担当



ホームページのQRコード

※申請状況及び給付日等に関するお問い合わせは、個人情報保護の観点から、申請者本人からの御連絡に限りお答えいたします。（配偶者やご家族からのお問い合わせにはお答えできかねます。）

※ご不明な点等ございましたら下記までお気軽にお問い合わせください。

**お問い合わせ：宮崎県みやざき文化振興課（0985）26-7118**